

議案第67号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める料 金の上限の変更の認可について

次のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務に関する料金の上限の変更に係る認可について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第23条第2項の規定に基づき、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 変更の内容

区 分	単 位	変 更 後	変 更 前
試験分析手数料	1単位につき	107,800円	104,800円
機器・設備使用料	1時間につき	7,600円	7,400円
建物使用料 ・会議室使用料以外 の建物使用料	1平方メートル当たり 1月につき	1,360円	1,330円

2 変 更 日

平成26年4月1日